

第2のふるさとづくり推進ネットワーク規約

(名称)

第1条 本ネットワークは、第2のふるさとづくり推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、新型コロナウイルス感染症によって働き方や住まい方が流動化している機会を捉え、「第2のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）」という新たな旅のスタイルの推進に取り組む地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等が第2のふるさとの推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信を行うことにより、新たな旅のスタイルの普及と気運醸成を図り、新たな交流市場の開拓を目的とする。

(活動内容)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 第2のふるさとづくりに関する施策、事例等の情報の共有、発信
- (2) 第2のふるさとづくりに取り組む事例の情報交換、相互交流
- (3) 第2のふるさとづくりに係るノウハウ等の周知・普及、気運醸成
- (4) 前各号に定めるもののほか必要と認める事業

(構成員)

第4条 ネットワークの構成員は第2のふるさとづくりプロジェクトに関心のある地方公共団体（都道府県・市区町村）、観光地域づくり法人（DMO）、交通事業者・金融機関・観光事業者をはじめとする民間事業者等の組織・団体とする。

- 2 ネットワークへの加入を希望する者は、所定のフォーム（電磁的方法）により事務局に提出することで、構成員となることができる。
- 3 加入を希望する者は、暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下「反社会的勢力」という。）と関係がないこととする。
- 4 ネットワークからの退会を希望する者は、その旨を所定のフォーム（電磁的方法）により事務局に届け出ること、退会することができる。
- 5 事務局は、構成員が次の各号のいずれかに該当する場合、その構成員を除名することができる。
 - (1) この規約に違反し、又はネットワークの信用を著しく害したとき
 - (2) 構成員が解散し、又は営業を停止したとき
 - (3) 反社会的勢力と関係があることが判明したとき
 - (4) その他協議会の運営に当たって重大な支障が生じると認められるとき

(幹事会)

第5条 事務局は、必要に応じ、幹事会を設置し、ネットワークの運営に関する検討を行う。

(会費)

第6条 入会金、会費等は徴収しない。ただし、ネットワークの活動のために必要となる経費（交通費等）については各構成員が自ら負担するものとする

(事務局)

第7条 ネットワークに、事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局は、当面の間、国土交通省観光庁観光地域振興部観光資源課とする。

(個人情報の取扱い)

第8条 ネットワーク構成員の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の個人情報に関する法令の規定に基づき、事務局で適切に管理し、構成員の許可なく第三者には提供しないものとする。ただし、法令に基づく場合、人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合、又は事務局がネットワークの目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いの全部若しくは一部を委託する場合は、この限りでない。

附 則

この規約は、令和4年12月16日から施行する。